（事実の要旨）

被告人は、平成23年12月１日から同24年５月31日までの間、122回にわたり、多数の債務者をして、前記３⑵の犯罪行為の貸付返済に係る元本又は利息の支払として、被告人が管理する他人名義の口座に合計371万4,000円を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号

大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成25年６月26日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成25年９月２日　　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国	小売定価
紙巻たばこ	メビウス・プレミアムメンソール・スプレッド・８	ＦＫ　20本ハードパック	日本	410円
紙巻たばこ	メビウス・プレミアムメンソール・スプレッド・５	ＦＫ　20本ハードパック	日本	410円
紙巻たばこ	メビウス・プレミアムメンソール・スプレッド・ワン・100′ｓ	ＦＳＫ　20本ハードパック	日本	410円

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成25年８月19日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成25年９月２日　　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	ウィンストン・ＸＳ・イナズマメンソール・８・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	410円
紙巻たばこ	ウィンストン・ＸＳ・イナズマメンソール・ワン・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	410円

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第４０２６号

奈良市大森町57番地の３

申立人　奈良県農業協同組合

本籍奈良県桜井市大字桜井613番地39、最後の住所奈良県桜井市大字桜井613番地の39、死亡の場所奈良県桜井市、死亡年月日平成23年12月８日、出生の場所奈良県桜井市、出生年月日昭和33年９月５日、職業会社役員

被相続人　亡　田中　秀則

事務所奈良県奈良市西大寺栄町３番23号　サンローゼビル４階秋篠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本　卓司

奈良家庭裁判所

平成２５年（家）第４２２号

和歌山県田辺市朝日ヶ丘23番１号

申立人　西牟婁振興局健康福祉部長

本籍和歌山県和歌山市田中町２丁目６番地１、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町3220番地の９　白浜小南病院、死亡の場所和歌山県西牟婁郡白浜町、死亡年月日平成25年７月11日、出生の場所和歌山県海南市、出生年月日昭和10年２月８日、職業無職

被相続人　亡　松田　好生

事務所和歌山県田辺市朝日ヶ丘13番31号

相続財産管理人　司法書士　廣畑恵理子

和歌山家庭裁判所田辺支部

平成２５年（家）第３０１８８号

広島市中区上幟町３番27号

申立人　広島県信用保証協会

本籍広島市中区中島町48番地、最後の住所広島市東区牛田早稲田３丁目14番13―901号、死亡の場所広島市東区、死亡年月日平成20年12月12日、出生の場所山口県玖珂郡鳴門村、出生年月日昭和23年11月６日、職業会社役員

被相続人　亡　佐伯　愼一

広島市佐伯区美鈴が丘西１丁目１番７―9108号

相続財産管理人　永田　康光

広島家庭裁判所

平成２５年（家）第３００７６号

広島県福山市芦田町大字上有地192番地

申立人　木村　義昭

本籍広島県芦品郡新市町778番地２、最後の住所不明、死亡の場所不明本籍に同じ、死亡年月日昭和９年３月７日、出生の場所不明、出生年月日元治元年２月８日、職業不明

被相続人　亡　木村　ミツ

事務所広島県福山市若松町７番８号杉原ビル３階西

相続財産管理人　弁護士　馬場　正人

広島家庭裁判所福山支部

平成２５年（家）第１３６号

香川県小豆郡土庄町甲5949番地１

申立人　佐藤　聿子

申立人補助人　竹迫　龍三

本籍大阪市西成区千本北１丁目10番地、最後の住所愛媛県松山市古三津２丁目７番17号角田造船住宅304号、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日平成20年12月３日、出生の場所大阪市西成区新開通、出生年月日昭和15年３月13日、職業不明

被相続人　亡　齋藤　允宏

香川県小豆郡小豆島町池田3392番地

相続財産管理人　柴田　吉郎

高松家庭裁判所土庄出張所